六　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二十六条第四項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

七　［略］

（企画振興課の所掌事務）

第五十三条　企画振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～五　略］

六　経済産業省の所掌事務に関する調査に関する事務の総括に関すること。

七　経済産業省の所掌事務に関する内外経済事情及び経済政策の調査に関すること。

八　経済産業省の所掌事務に関する経済に関する長期計画に関すること。

九　商鉱工業に関する統計調査に関すること。

十　経済産業省の所掌事務に関する統計に関する事務の総括に関すること。

十一　経済産業省の所掌事務に関する統計調査の結果の総合的解析に関すること。

（地域経済課の所掌事務）

第五十四条　地域経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十五　略］

十六　商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること（企画振興課及び商務通商課の所掌に属するものを除く。）。

［十七～三十七　略］

（建設行政課の所掌事務）

第六十五条　建設行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～六　略］

七　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十九条第三項の規定に基づき国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限に基づく事務（河川課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

［八～二十一　略］

（河川課の所掌事務）

第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄振興特別措置法第九十九条第一項に規定する二級河川の改良工事、維持又は修繕（以下この条において「工事等」という。）の実施の全体計画及びその実施計画に関すること。

二　［略］

三　河川等、水資源の開発又は利用のための施設、管理ダム（沖縄振興特別措置法第九十九条第七項の規定により特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）が適用されるダムをいう。以下この条において同じ。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び海岸に関する事業（以下「河川事業等」という。）に要する費用に関する資料の作成に関すること。

［四～八　略］

九　沖縄振興特別措置法第九十九条第三項の規定に基づき国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限に基づく事務のうち、工事の実施の調整に関すること（建設工務室の所掌に属するものを除く。）。

［十～二十二　略］

十二　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二十六条第四項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

十三　［同上］

（企画振興課の所掌事務）

第五十三条　企画振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～五　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（地域経済課の所掌事務）

第五十四条　地域経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十五　同上］

十六　商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること（政策課及び商務通商課の所掌に属するものを除く。）。

［十七～三十七　同上］

（建設行政課の所掌事務）

第六十五条　建設行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～六　同上］

七　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百七条第三項の規定に基づき国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限に基づく事務（河川課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

［八～二十一　同上］

（河川課の所掌事務）

第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄振興特別措置法第百七条第一項に規定する二級河川の改良工事、維持又は修繕（以下この条において「工事等」という。）の実施の全体計画及びその実施計画に関すること。

二　［同上］

三　河川等、水資源の開発又は利用のための施設、管理ダム（沖縄振興特別措置法第百七条第七項の規定により特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）が適用されるダムをいう。以下この条において同じ。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び海岸に関する事業（以下「河川事業等」という。）に要する費用に関する資料の作成に関すること。

［四～八　同上］

九　沖縄振興特別措置法第百七条第三項の規定に基づき国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限に基づく事務のうち、工事の実施の調整に関すること（建設工務室の所掌に属するものを除く。）。

［十～二十二　同上］